

## 第 95 回倫理委員会議事要旨（2025 年 2 月 19 日）

### I 日時：

2025 年 2 月 19 日（水）10:00～11:50

### II 場所：

公認会計士会館会議室及びオンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、友野敦史、林隆敏（※）、林祐樹（※）、矢萩由紀子（※）、吉村智明、井村知代（※）（オブザーバー）

#### ○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

### IV 議事要旨：

#### ◆ 審議事項

#### 1. 倫理規則実務ガイダンス第 3 号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダンス）」の改正について

担当副委員長から、倫理規則実務ガイダンス第 3 号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダンス）」の改正について説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、本改正案を 3 月の役員会に上程することとなった。

#### ◆ 協議事項

#### 1. 倫理規則の改正公開草案に対して寄せられたコメントへの対応について

担当副委員長から、2024 年 11 月に公表したタックス・プランニング及び関連業務に関する倫理規則改正公開草案に対して寄せられたコメントの概要、それに対する回答案及び修正案について、説明がなされた。本件は、次回 3 月の倫理委員会において、審議事項として上程を予定している。

### 【主なご意見】

[全体へのご意見]

- 全体として、今回の改正案は、会員がタックス・プランニング業務を提供する際の留意点について規定したものであり、税理士法で規定されている税務相談や税務代理と関係する

ものではないという点を明記すべきである。

[公認会計士資格を有しない税理士との公平性]

- 信頼できる根拠やスタンドバック・テストの考え方が税理士にとっても公認会計士にとっても当然ならば、公認会計士の倫理規則に規定された場合であっても、公認会計士も税理士も等しく当然の考え方に応じてこれまでどおりに行動する必要があるというだけで、どちらか損をするということはないと思われる。

[セクション 280/380 の対象となる会員]

- 税理士法との関係を問うコメントに対しては、日本公認会計士協会は税理士法の解釈を行える立場にないという点について回答をした方がよいのではないか。

(ご意見への回答)

- 回答案を再検討させていただきたい。

- 税理士法人内で補助者として業務に携わっているが税理士登録を行っていない公認会計士に対しては、組織等所属の会員に対する規定であるセクション 280 が適用されるのか。

(ご意見への回答)

- 税理士登録を行っていない会員が税理士法人の職員として当該法人のタックス・プランニング業務を行う場合、組織内部での業務となるため、セクション 280 を適用することになると考える。

[重要性概念の導入の必要性]

- 回答案に「重要性に関する規定を個別に設けることは行わないこととします。」とあるが、「重要性の考え方は適用しません」と明記した方がよいのではないか。個別には重要性の考え方がなく、全体には重要性の考え方があるのかと解釈される可能性がある。
- 税務は監査と異なり 1 円単位でのミスもあってはならないとされるが、タックス・プランニング業務においてグレーゾーンに踏み込んだことで問題が発生し、それが公になった場合、中小企業における少額のケースならば許容されるかということそうではない。重要性の考え方は適用されないという回答でよいのではないか。

(ご意見への回答)

- ご意見を踏まえ、修正を検討させていただきたい。

- 倫理規則において、重要性の考え方を導入している規定はあるか。
- 報酬依存度の数値基準は、重要性を前提とした規定に該当するのではないか。

(ご意見への回答)

- 倫理規則では、重要性の考え方を採用した規定は存在する。報酬依存度の規定もその一つである。

[違法行為への対応 (NOCLAR) ]

- 今回追加されたセクション 380 における「税務関連の法令等に対する違法行為」の規定は、

セクション 360「違法行為への対応」から外出しされたものではないという理解でよいか。  
(ご意見への回答)

- セクション 360 は、専門業務を行う際の NOCLAR に関する規定である。今回、専門業務とは別にタックス・プランニングに関する規定を設けることとしたため、セクション 360 とは別に、新たにセクション 380 の中に規定を設けている。

[附則 (改正規定の適用時期) ]

- 附則の修正案として「2026 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に開始するタックス・プランニング業務から施行する。」とあるが、これは、適用日より前に契約し、適用日以後にタックス・プランニング業務を開始した場合は対象外ということか。つまり、契約日が 3 月末以前であれば、今回新設されるタックス・プランニングに関する規定の適用対象外になるのか。

(ご意見への回答)

- 契約をどの時点で締結しているかを問わず、2026 年 4 月 1 日以降に業務を開始する場合に、本規定の適用対象となる。

## ◆ 報告事項

### 1. IESBA12 月会議報告について

#### 【主なご意見】

- 会計事務所等の文化及びガバナンスにおける検討項目は、国際品質マネジメント基準の既存の規定と重複する部分があるのではないか。

(ご意見への回答)

- 2024 年 6 月のボード会議において、会計事務所等の文化及びガバナンスのプロジェクトが立ち上がった背景には、オーストラリアの会計事務所における不祥事があり、品質管理の規定である国際品質マネジメント基準ではカバーできていないものであるという説明がなされた。日本には監査法人のガバナンスコードが既に存在しているため、日本への影響も今後検討する必要がある。

### 2. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp